

## 第44回平成24年5月臨時会会議録（第2号）

招集年月日 平成24年5月9日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ～ 午後3時47分 散会

招集の場所 与謝野町議会会議場

### 1. 出席議員

1番	野村生八	10番	山添藤真
2番	和田裕之	11番	小林庸夫
3番	有吉正	12番	多田正成
4番	杉上忠義	13番	井田義之
5番	塩見晋	14番	糸井満雄
6番	宮崎有平	15番	勢旗毅
7番	伊藤幸男	16番	谷口忠弘
8番	浪江郁雄	17番	今田博文
9番	家城功	18番	赤松孝一

### 2. 欠席議員（なし）

### 3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 秋山 誠 書記 土田 安子

### 4. 議事日程

日程追加 議長辞職について

日程追加 議長の選挙について

日程追加 副議長辞職について

日程追加 副議長の選挙について

日程追加 議席の変更について

（与謝野町監査委員の選挙）

日程第1 与謝野町議会常任委員会委員の選任について

日程第2 与謝野町議会運営委員会委員の選任について

日程第3 与謝野町議会広報特別委員会委員の選任について

日程追加 与謝野町議会活性化特別委員会委員の選任について

日程追加 与謝野町宮津市中学校組合議会議員の選挙について

日程追加 宮津与謝消防組合議会議員の選挙について

日程追加 京都府後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

日程追加 京都府地方税機構議会議員の選挙について

## 6. 議事の経過

(開会 午前9時30分)

議長(井田義之) 皆さん、おはようございます。

きのうに引き続き臨時会を開催いたします。

きょうは皆さん、ご存じのように行政の方は出席していただいております。議員選挙ということで、きょう一日、お世話になります。

ただいまの出席議員は18人です。定足数に達しておりますので、これより本日の開議を開きます。

早速ですが、暫時休憩をいたします。

(休憩 午前 9時31分)

(再開 午前10時31分)

副議長(谷口忠弘) それでは、休憩を閉じ本会議を再開します。

ただいま、議長、井田義之議員から議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

議長辞職についてを日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(谷口忠弘) 異議なしと認めます。

したがって、議長辞職についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

日程追加、議長辞職についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、井田義之議員の退場を求めます。

(井田義之議員 10時32分退場)

副議長(谷口忠弘) 議長、井田義之議員から議長辞職願が提出されております。

事務局に辞職願を朗読させます。

事務局長(秋山 誠) 失礼します。

平成24年5月9日、与謝野町議会副議長、谷口忠弘様

与謝野町議会議長 井田義之

辞職願、このたび与謝野町議会の申し合わせにより議長を辞職したいので、許可されるようお願いいたします。以上です。

副議長(谷口忠弘) お諮りします。

ただいま議題となっております議長辞職については、会議規則第96条第2項の規定により討論を省略の上、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(谷口忠弘) 異議なしと認めます。

したがって、議長辞職については、討論を省略の上、直ちに採決することに決しました。

これより採決を行います。

井田議員の議長辞職を許可することに賛成の議員は起立願います。

(起立全員)

副議長(谷口忠弘) 起立全員でございます。

したがいまして、井田議員の議長辞職を許可することに決定いたしました。

井田議員の入場を許可いたします。

(井田義之議員 10時34分入場)

副議長(谷口忠弘) 井田議員に申し上げます。

ただいまの議長辞職の申し出については、申し出のとおり辞職を許可することに決定されましたから、告知いたします。

ただいま議長が欠けました。

お諮りします。

この際、議長の選挙についてを日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(谷口忠弘) 異議なしと認めます。

したがって、議長の選挙についてを日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。議長に立候補される方で決意表明をされる方は挙手をお願いしたいと思います。

ただいまから立候補の決意表明をお願いします。

決意表明の順番は議席順としたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(谷口忠弘) ご異議なしと認め、ただいまから1番 野村生八議員、13番 赤松孝一議員の順にお願いをします。

初めに1番 野村議員からお願いいたします。

野村議員。

- 1番(野村生八) 議会は町長とともに町民の信託を受け、町民の声を町政に反映させる使命がある。これらのことを盛り込んだ議会基本条例を、私たちは全員の賛成で制定をいたしました。私は、今までも、この与謝野町議会は、ほかの議会に比べて大変活発な議会だというふうに自負をしておりましたが、より一層、この議会基本条例の趣旨に基づいて進めていって町民の信頼と、そして、存在感のある議会へと努めてまいりたいというふうに思っております。

また、議長というのは公平で公正な立場が求められるというふうに思っております。私は考え方においては、若干偏っている部分があるのかもしれませんが、自分では、そうは思っていないんですが、しかし、この20数年間の議員としての活動の中で議運の委員長なり、常任委員長なりを含めて、いろいろな議員活動をしてまいりましたが、自分なりには公正で公平な立場で取り組んできたというふうに思っております。

当然、皆さんの信託を受けて議長にさせていただきましたら、より一層、公正で公平な議会運営に努めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくようお願い申し上げまして、立候補の表明とさせていただきます。

副議長(谷口忠弘) 次に、13番 赤松議員にお願いいたします。

赤松議員。

- 13番(赤松孝一) それでは、このたびの議長選に当たりまして、一言ごあいさつをさせていただきます。

先ほど野村議員のほうから立派なごあいさつがありました後で、まことに身の引き締まる思いでございますが、議長という要職に不肖の私が手を挙げることに對しましてご不満の方もいらっしゃるかと理解しています。私も議会人としての資質、執権能力に足りない、不足している部分があることは十分承知をしています。厚かましいことではありますが、足りないところは皆さんに補っていただきまして、その上で、これから述べます私の思う議会の実現に向けていこうとの決意でございます。

さて、今、町民が求めている議会とは、これは私の理解でございますが、一つは住民のための政策を議会みずからが立案する機能であると考えています。二つ目に、町民とともにあるべき議会として、町民との触れ合いの努力ではないでしょうか。私は議員一人一人の活動も大切ですが、議会としての活動によりまして、より行政と対等に政策論議や財政論議ができるようになることを望んでいます。このたび議会基本条例も制定されました。議員個々の格段の努力も当然、必要ではあります。議会としての活動が行財政に、町民の福祉向上に、どちらにも反映できるようになることを期待をしています。

支持政党、地域利害などの垣根を乗り越えて議会としての活動を評価できればと念願をしています。また、議会本来の大きな使命であります税金の使われ方に対する監視は一層の努力をしながら、新たな住民サービスに備える行財政改革の目的に沿った改革を真剣に進めていくことに、議会として傾注したいものです。

「和をもって尊しとなす」という言葉がございます。皆さんもご存じのように聖徳太子の17条の憲法にあります。これはややもすると和をもってということ、仲よくしたらいいというふうにとらわれがちですが、これは自由闊達な論議をなさいます。その上場という、まず、これは基本的には自由闊達な議論、論議という意味ださうです。私は、この精神を議会運営の中心に置きたいと考えています。

以上のようなことを胸に議員各位のご理解とご協力のもとに議会の、さらなる充実を図り、町の活性化を推進したく決意をいたしました。

私も野村議員同様、議員として野田川町議会の末席に参画いたしましたのが昭和62年であります。きょうまで26年間という議員歴はありますが、冒頭申しましたように至らぬ点のある未熟者であります。その点は皆様からのご指摘、ご享受をいただき、常に修正いたす覚悟でございます。

なお、このたびの議長選にご推挙賜りました皆様には、この場をおかりいたしまして慎んで感謝を申し上げます。皆様のご指示、ご声援を心からお願いいたしまして、ごあいさつといたします。どうかよろしくお願いを申し上げます。

副議長（谷口忠弘） 以上で決意表明を終わります。

それでは、ただいまから議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

副議長（谷口忠弘） ただいまの出席議員数は18名であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定によって立会人に2番 和田裕之議員、5番 塩見晋議員を指名します。

投票用紙を配りします。

念のため申し上げますが、投票は単記無記名です。

なお、記名のない投票は無効とみなします。

それでは、準備をいたします。

(投票用紙配付)

副議長(谷口忠弘) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

副議長(谷口忠弘) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

副議長(谷口忠弘) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番の議員から順次、投票を願います。

(投票)

副議長(谷口忠弘) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

副議長(谷口忠弘) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

2番 和田議員、5番 塩見議員、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

副議長(谷口忠弘) 選挙の結果を報告します。

投票総数18票、有効投票15票、無効投票3票です。

有効投票のうち、赤松孝一議員12票、野村生八議員3票、以上のとおりでございます。

本選挙の法定得票数は、有効得票数の4分の1以上でございます。したがって、4票が法定得票数となります。

よって、赤松孝一議員が議長に当選されました。

(拍手)

副議長(谷口忠弘) 議場の閉鎖を解きます。

(議場開場)

副議長(谷口忠弘) ただいまから、議長に当選されました赤松孝一議員が議長におられます。会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をします。

ただいまの選挙で新議長が決まりましたので、新議長は議長席にお着き願います。

したがって、私は降壇いたします。

ご協力ありがとうございました。

それでは、赤松孝一議員のあいさつをお願いします。

議 長（赤松孝一） それでは、一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま皆様方の選挙によりまして、不肖赤松孝一を議長にという皆さんのお声をいただきまして、本当にありがたく感謝を申し上げます。

先ほど申しましたように、これから、この国家そのものが混迷し、当然、地方に住む我々の地域も、それに引きずられるように今、どこへ向かっていいのかさまよっていると、こういう非常に厳しい状況の中で当然、町のあり方、行政のシステム、また、当然、この議会のあり方といったものも必然的に改革をしなければならないときに来ていると思っています。

特に、先ほど申し上げましたように議員、個々の力の能力アップは当然でございますが、議会としての能力、議会としてのできる力、こういったことに傾注をしながら、私は議会運営をしていきたいと思っています。また、これも先ほど申し上げましたが、「和をもって尊しとなす」、自由闊達な議論の末、方向性を見出したいと、こんなふうには思っていますので、至らぬ私ではございますが、温かいご理解と格段のご協力をお願いいたしまして、議長就任のあいさつといたします。どうぞよろしく願いいたします。

（拍手）

議 長（赤松孝一） それでは、暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時54分）

（再開 午後11時08分）

議 長（赤松孝一） 休憩を閉じ、本会議を再開します。

ただいま副議長、谷口忠弘議員から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

副議長辞職についてを日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 異議なしと認めます。

したがって、副議長辞職についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

日程追加、副議長辞職についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、谷口忠弘議員の退場を求めます。

（谷口忠弘議員 11時09分退場）

議 長（赤松孝一） 副議長、谷口忠弘議員から副議長辞職願が提出されております。

事務局に辞職願を朗読させます。

事務局長（秋山 誠） 失礼します。

平成24年5月9日、与謝野町議会議長、赤松孝一様

与謝野町議会副議長、谷口忠弘

辞職願、このたび与謝野町議会の申し合わせにより副議長を辞職したいので、許可されるようお願いいたします。以上です。

議 長（赤松孝一） お諮りします。

ただいま議題となっております副議長辞職については、会議規則第96条第2項の規定により討論を省略の上、直ちに採決に入りたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） ご異議なしと認めます。  
したがって、副議長辞職については、討論を省略の上、直ちに採決することに決しました。  
これにより採決を行います。  
谷口議員の副議長辞職を許可することに賛成の議員は起立願います。  
(起立全員)

議 長（赤松孝一） 起立全員でございます。  
したがって、谷口議員の副議長辞職を許可することに決定いたしました。  
谷口議員の入場を許可いたします。  
(谷口忠弘議員 11時11分入場)

議 長（赤松孝一） 谷口議員に申し上げます。  
ただいまの副議長辞職の申し出については、申し出のとおり辞職を許可することに決定されましたから、告知いたします。  
ただいま副議長が欠けました。  
お諮りします。  
この際、副議長の選挙についてを日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

議 長（赤松孝一） 異議なしと認めます。  
したがって、副議長の選挙についてを日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。  
副議長の選挙を行います。  
選挙は投票で行います。  
議場の出入り口を閉鎖いたします。  
(議場閉鎖)

議 長（赤松孝一） ただいまの出席議員数は18名です。  
次に、立会人を指名します。  
会議規則第31条第2項によって立会人に4番 杉上忠義議員、6番 宮崎有平議員を指名します。  
投票用紙を配ります。  
念のため申し上げますが、投票は単記無記名です。  
なお、記名のない投票は無効とみなします。  
(投票用紙配付)

議 長（赤松孝一） 投票用紙の配付漏れはありませんか。  
(「なし」の声あり)

議 長（赤松孝一） 配付漏れなしと認めます。  
投票箱を点検します。  
(投票箱点検)

議 長（赤松孝一） 異常なしと認めます。  
ただいまから投票を行います。

1 番議員から順次、投票願います。

(投 票)

議 長 (赤松孝一) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (赤松孝一) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

それでは開票を行います。

4 番 杉上議員、6 番 宮崎議員、開票の立ち会いをお願いします。

(開 票)

議 長 (赤松孝一) 選挙の結果を報告します。

投票総数 18 票、有効投票 18 票、無効投票 0 票であります。

有効投票のうち、今田議員 18 票、以上のおりです。

本選挙の法定得票数は有効投票の 4 分の 1 以上でございます。したがって、5 票が法定得票数となります。よって、今田博文議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開場)

議 長 (赤松孝一) ただいまから、副議長に当選されました今田議員が議場におられます。会議規則第 32 条第 2 項の規定によって当選の告知をします。

それでは、今田議員のあいさつをお願いします。

副 議 長 (今田博文) ただいま副議長の任命をしていただきました。そして、18 票という、本当にたくさんの票をいただきました。皆さんの 1 票、1 票を積み重ねていただきまして、心からお礼を申し上げたいというふうに思っております。

今、与謝野町議会は基本条例をつくり上げることができました。今後は、この条例をいかに推進し、あるいは履行していくかと、このことが大きく問われる今後、後半の理念になるのではないかなというふうに思っております。一人一人の力のもとに、そして、存在感のある、住民に信頼される議会を、さらに構築していかなければならないというふうに思っております。

それから、もう一つは、この大きな長い不況のトンネルでございます。失われた 10 年、あるいは失われた 20 年の最後と言われております。デフレの時代が長く続き、住民の皆さんは不況の中で本当に苦しんでおられるのが今の現状ではないかなというふうに思っております。

今、町が果たすべき役割、あるいは議会が立ち向かっていかなければならない役割というのは非常に大きいものがあるのではないかなというふうに思っております。

住民の福祉の向上に向けて少しでも向上いたしますように、我々議会も一致団結して取り組んでいきたいというふうに思っております。

副議長に就任をさせていただきました。赤松議長のご指導を仰ぎながら、そして、皆さんにもお助けをいただきまして、2 年間、任期いっぱい務めさせていただきたいというふうに思っております。どうか今後ともよろしく願います。ありがとうございました。

(拍 手)

議 長 (赤松孝一) それでは、ここで暫時休憩をします。



約10分間のようにございますので、よろしくお願ひします。

(休憩 午前11時21分)

(再開 午前11時28分)

議長(赤松孝一) 休憩を閉じ、本会議を再開します。  
正副議長の選挙に伴い、議席の変更が生じました。  
お諮りします。  
この際、議席の変更についてを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。  
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(赤松孝一) ご異議なしと認めます。  
したがって、議席の変更についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。  
議席の変更についてを議題とします。  
今回の正副議長の異動に伴い会議規則第3条第3項の規定によって、お手元に配付しましたとおり、井田議員の議席を13番に、谷口議員の議席を16番に、今田議員の議席を17番に、私、赤松の議席を18番に、それぞれ変更したいと思います。  
念のため全議席を配付資料に基づきまして、事務局より朗読をいたします。

事務局長(秋山 誠) 失礼します。

1番 野村生八議員、2番 和田裕之議員、3番 有吉正義議員、4番 杉上忠義議員、5番 塩見晋議員、6番 宮崎有平議員、7番 伊藤幸男議員、8番 浪江郁雄議員、9番 家城功議員、10番 山添藤真議員、11番 小林庸夫議員、12番 多田正成議員、13番 井田義之議員、14番 糸井満雄議員、15番 勢旗毅議員、16番 谷口忠弘議員、17番 今田博文議員、18番、赤松孝一議員、以上です。

議長(赤松孝一) これにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

議長(赤松孝一) ご異議なしと認めます。  
したがって、議席の変更をすることに決定しました。  
暫時休憩します。

(休憩 午前11時30分)

(再開 午後 1時30分)

議長(赤松孝一) 休憩を閉じまして、本会議を再開します。  
日程第1 与謝野町議会常任委員会委員の選任についてを議題とします。  
お諮りします。  
与謝野町議会常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。  
お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。  
念のため事務局に朗読させます。

事務局長(秋山 誠) 失礼します。

与謝野町議会常任委員会委員の選任について、与謝野町議会常任委員会委員を次のとおり選任

するものとする。

総務常任委員会、6人、家城功、糸井満雄、今田博文、小林庸夫、浪江郁雄、和田裕之。

文教厚生常任委員会、6人、有吉正、井田義之、塩見晋、谷口忠弘、野村生八、宮崎有平。

産業建設常任委員会、6人、赤松孝一、伊藤幸男、杉上忠義、勢旗毅、多田正成、山添藤真。

平成24年5月9日、与謝野町議会議長 赤松孝一、以上です。

議長（赤松孝一） これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（赤松孝一） ご異議なしと認めます。

したがって、与謝野町議会常任委員はお手元に配付の名簿のとおり選任することに決定しました。

この際、委員会条例第8条第2項によって、直ちに各常任委員会において正副委員長の互選を行っていただき、その結果を議長までご報告願います。

暫時休憩します。

（休憩 午後 1時32分）

（再開 午後 1時58分）

議長（赤松孝一） 休憩を閉じ、本会議を再開いたします。

委員会条例第8条第2項による各常任委員会の正副委員長の互選結果を報告します。

総務常任委員長 家城議員、総務常任副委員長 浪江議員。

文教厚生常任委員長 野村議員、文教厚生常任副委員長 塩見議員。

産業建設常任委員長 多田議員、産業建設常任副委員長 山添議員。

以上のとおりであります。それぞれの正副委員長さんは、ご苦労さんでございますが、よろしくお願いをいたします。

暫時休憩します。

（休憩 午後 1時59分）

（再開 午後 2時08分）

議長（赤松孝一） 休憩を閉じ休憩、本会議を再開します。

日程第2 与謝野町議会運営委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。

与謝野町議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって議長が会議に諮って指名することになっております。

お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

念のため事務局長に朗読させます。

事務局長（秋山 誠） 失礼します。

与謝野町議会運営委員会委員の選任について、与謝野町議会運営委員会委員を次のとおり選任するものとする。

有吉正、家城功、糸井満雄、今田博文、小林庸夫、谷口忠弘、野村生八。

平成24年5月9日、与謝野町議会議長 赤松孝一。以上です。

議長（赤松孝一） これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(赤松孝一) 異議なしと認めます。

したがって、与謝野町議会運営委員はお手元に配付の名簿のとおり選任することに決定しました。

次に、日程第3 与謝野町議会広報特別委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。

与謝野町議会広報特別委員の選任については、与謝野町議会広報特別委員会規程第4条の規定により、議長が会議に諮って指名することとなっております。お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

念のため事務局長に朗読させます。

事務局長(秋山 誠) 失礼します。

与謝野町議会広報特別委員会委員の選任について、与謝野町議会広報特別委員会委員を次のとおり選任するものとする。

糸井満雄、伊藤幸男、今田博文、小林庸夫、野村生八、宮崎有平、山添藤真。

平成24年5月9日、与謝野町議会議長 赤松孝一。

議長(赤松孝一) これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(赤松孝一) 異議なしと認めます。

したがって、与謝野町議会広報特別委員はお手元に配付の名簿のとおり選任することに決定しました。

議会運営委員の方は、直ちに委員会室におきまして、委員会条例第8条第2項の規定によって、正副委員長の互選を行っていただきます。また、そちらが済み次第に広報特別委員の方は広報特別委員会規程第5条第2項の規定によって、正副委員長の互選を、それぞれ行っていただき、その結果を議長まで報告願います。

先に議会運営委員会が終わってから広報特別委員会をしますので、別々に行います。

暫時休憩します。

(休憩 午後 2時12分)

(再開 午後 2時25分)

議長(赤松孝一) 休憩を閉じ、本会議を再開します。

委員会条例第8条第2項による議会運営委員会並びに広報特別委員会規程第5条2項による広報特別委員会の正副委員長の互選結果を報告します。

議会運営委員長 有吉議員、議会運営副委員長 谷口議員。

広報特別委員長 小林議員、広報特別副委員長 伊藤議員。

以上のとおりであります。

それぞれの正副委員長さんは、ご苦労さんですが、よろしく願います。

お諮りします。

与謝野町議会活性化特別委員全員より辞職願が提出されました。

この際、与謝野町議会活性化特別委員の選任についてを日程に追加し、直ちに議題とすること

にご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(赤松孝一) 異議なしと認めます。

したがって、与謝野町議会活性化特別委員の選任についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

日程追加 与謝野町議会活性化特別委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。

与謝野町議会活性化特別委員会の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することとなっております。お手元に配付しました名簿のとおり、指名したいと思います。

念のため事務局長に朗読させます。

事務局長(秋山 誠) 失礼します。

与謝野町議会活性化特別委員会委員の選任について、与謝野町議会活性化特別委員会委員を次のとおり選任にするものとする。

井田義之、伊藤幸男、今田博文、杉上忠義、勢旗毅、浪江郁雄、宮崎有平、山添藤真。

平成24年5月9日、与謝野町議会議長 赤松孝一。

議長(赤松孝一) これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(赤松孝一) 異議なしと認めます。

したがって、与謝野町議会活性化特別委員会は、お手元に配付の名簿のとおり、選任することに決定しました。

与謝野町議会活性化特別委員の方は、直ちに委員会室におきまして、委員会条例第8条第2項の規定によって、正副委員長の互選を行っていただき、その結果を議長まで報告願います。

暫時休憩します。

(休憩 午後 2時28分)

(再開 午後 2時49分)

議長(赤松孝一) 休憩を閉じ、本会議を再開します。

委員会条例第8条第2項による与謝野町議会活性化特別委員会の正副委員長の互選の結果を報告します。

与謝野町議会活性化特別委員長 井田議員。

与謝野町議会活性化特別副委員長 杉上議員。

以上のとおりであります。それぞれの正副委員長さんは、ご苦労さんでございますが、よろしくお願いいたします。

暫時休憩します。

(休憩 午後 2時50分)

(再開 午後 2時54分)

議長(赤松孝一) 休憩を閉じ、本会議を再開します。

委員会条例第8条第2項による庁舎問題特別委員会の正副委員長の互選結果を報告します。

庁舎問題特別委員長 谷口議員

庁舎問題特別副委員長 浪江議員にお願いしますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (赤松孝一) 異議なしと認めます。

それぞれの正副委員長さんは、ご苦勞さんでございまして、よろしくお願いをいたします。  
暫時休憩いたします。

(休憩 午後 2時55分)

(再開 午後 3時41分)

議長 (赤松孝一) 休憩を閉じ、本会議を再開します。

お諮りします。

与謝野町宮津市中学校組合議会議員うち、4名より辞職願が出されており、欠員が生じました。  
また、宮津与謝消防組合議会議員のうち、2名より辞職願が出されており、欠員が生じました。  
京都府後期高齢者医療広域連合議会議員の谷口議員から辞職願が出されており、欠員が生じました。

京都地方税機構議会議員の井田議員から辞職願が出されており、欠員が生じました。

この際、与謝野町宮津市中学校組合議会議員の選挙について、宮津与謝消防組合議会議員選挙について、京都府後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について、京都地方税機構議会議員の選挙について、以上4件を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (赤松孝一) ご異議なしと認めます。

追加日程 与謝野町宮津市中学校組合の組合議会議員の選挙についてから、追加日程 京都地方税機構議会議員の選挙についてまで、以上4件を一括議題とします。

お諮りします。

これらの組合議員の選挙につきましては、地方自治法第118条第2項の規定より、指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (赤松孝一) ご異議と認めます。

よって、選挙の方法は指名推選に決定しました。

お諮りします。

指名推選の方法については、議長において指名することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (赤松孝一) ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

与謝野町宮津市中学校組合議会議員、今田議員、野村議員、塩見議員、宮崎議員を指名します。  
お諮りします。

ただいま議長が指名した議員を与謝野町宮津市中学校組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(赤松孝一) ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました議員が、与謝野町宮津市中学校組合議会議員に当選されました。

ただいま、与謝野町宮津市中学校組合議会議員に当選されました議員が議場におられます。

会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をします。

次に、宮津与謝消防組合議会議員に、家城議員、和田議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました議員を宮津与謝消防組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(赤松孝一) ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました議員が、宮津与謝消防組合議会議員に当選されました。

ただいま、宮津与謝消防組合議会議員に当選されました議員が議場におられます。

会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をします。

次に、京都府後期高齢者医療広域連合議会議員に今田議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した議員を京都府後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(赤松孝一) ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました議員が、京都府後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま、京都府後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました、今田議員が議場におられます。

会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をします。

次に、京都地方税機構議会議員に、私、赤松を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した議員を京都地方税機構議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(赤松孝一) ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました議員が、京都地方税機構議会議員に当選されました。

ただいま、京都地方税機構議会議員に当選されました議員が、私でございますが、議場におられます。

会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をします。

暫時休憩します。

(休憩 午後 3時46分)

(再開 午後 3時47分)

議 長(赤松孝一) 休憩を閉じ、本会議を再開します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会します。

次回は、あす5月10日、午前9時30分から開議しますので、ご参集ください。

どうもお疲れさまでございました。

(散会 午後 3時47分)